

保育認定子どもの利用者負担額（保育料）基準額表

R8.9.1現在

利用者負担額（保育料）は、世帯の市民税額によって決定されます。世帯の市民税額の合計は、原則、保護者（父母）の市民税額で決まりますが、保護者（父母）の収入の合計額が103万円以下の場合は、同居している祖父母または曾祖父母の中で最多収入の方を家計の主宰者であると判断し、算定の対象となります。保護者（父母）については、単身赴任等で子どもと別居している場合も算定の対象になります。

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額、円）			
			第1子		第2子	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	市区町村民税 非課税の世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0
C	市区町村民税 均等割のみの世帯	ひとり親世帯等	6,350	6,500	0	0
		上記以外	13,700	14,000	0	0
D 1	48,600円未満	ひとり親世帯等	7,850	8,000	0	0
		上記以外	16,700	17,000	8,350	8,500
D 2	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,850	9,000	0	0
		上記以外	22,600	23,000	11,300	11,500
D 3	57,700円以上 61,000円未満	ひとり親世帯等	8,850	9,000	0	0
		上記以外	22,600	23,000	22,600（11,300）	23,000（11,500）
D 4	61,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	8,850	9,000	0	0
		上記以外	29,400	30,000	29,400（14,700）	30,000（15,000）
D 5	77,101円以上 97,000円未満		29,400	30,000	29,400（14,700）	30,000（15,000）
D 6	97,000円以上 133,000円未満		36,300	37,000	36,300（18,150）	37,000（18,500）
D 7	133,000円以上 169,000円未満	0歳児	43,200	44,000	43,200（21,600）	44,000（22,000）
		1、2歳児	42,200	43,000	42,200（21,100）	43,000（21,500）
D 8	169,000円以上 235,000円未満	0歳児	48,100	49,000	48,100（24,050）	49,000（24,500）
		1、2歳児	47,100	48,000	47,100（23,550）	48,000（24,000）
D 9	235,000円以上 301,000円未満	0歳児	51,100	52,000	51,100（25,550）	52,000（26,000）
		1、2歳児	49,100	50,000	49,100（24,550）	50,000（25,000）
D 10	301,000円以上 397,000円未満		52,000	53,000	52,000（26,000）	53,000（26,500）
D 11	397,000円以上		52,000	53,000	52,000（26,000）	53,000（26,500）

《利用者負担額（保育料）算定に伴う適用年度》

4月～8月：前年度の市区町村民税額、9月～翌3月：当年度の市区町村民税額

備 考

- 1 上記表の子どもの数の数え方は、現に扶養している子どもです。
- 2 D3～D11階層において、就学前の子どもが2人以上いる場合は、2人目は半額（括弧内の金額）となります。
- 3 第3子以降は無償になります。